明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（**内閣府**五六）　二

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（**同**五七）　三

〔省　令〕

○株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令（**財務・農林水産・経済産業**三）　九

○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**五一）

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー原料の有効な利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものに関する省令（**同**五二）

○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**五三）

○都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五五）　一二

〔告　示〕

○タイヤの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委**一四）　一三

○削りぶしの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**一五）　一三

○コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**一六）　一三

○防虫剤の表示に関する公正競争規約等六十六公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**一七）　一四

○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**総務**四三五）　一四

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**四三六）　一五

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四三七）　一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四三八）　一六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四三九）　一七

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**四四〇）　一七

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十一年分～平成十九年分）を公表する件（**同**四四一）　一八

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十一年分・平成十七年分～平成二十年分）を公表する件（**同**四四二）　一八

○租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件（**財務**二八七）　一九

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（**同**二八八）　一九

○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件を改正する件（**同**二八九）　一九

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産・経済産業**一一）　二〇

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づく危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件（**同**一一二）　二〇

○食事による栄養摂取量の基準を定める件（**厚生労働**四〇七）　二一

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を第二種監視化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境**一）　二六

○しょうゆの日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一二一八）　二七

○しょうゆ品質表示基準の一部を改正する件（**同**一二一九）　二七

○しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二二〇）　二七

○食用植物油脂の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二二一）　二八

○食用植物油脂品質表示基準の一部を改正する件（**同**一二二二）　二八

○食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二二三）　二八

○魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準の一部を改正する件（**同**一二二四）　二九

○特殊包装かまぼこ類品質表示基準を廃止する件（**同**一二二五）　二九

○風味かまぼこ品質表示基準を廃止する件（**同**一二二六）　二九

○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件（**経済産業**二七六）　三〇

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（**同**二七七）　三〇

○太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準を定めた件（**同**二七八）　三〇

（以下次のページへ続く）